

○碧南市ブロック塀等撤去費補助金交付規程

平成30年9月28日公告第188号

碧南市ブロック塀等撤去費補助金交付規程 (趣旨)

第1条 碧南市ブロック塀等撤去費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、碧南市補助金交付規則（平成元年碧南市規則第28号）に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、ブロック塀等の撤去に要する費用の一部を補助することによりブロック塀等の撤去を促し、災害時におけるブロック塀等の倒壊による被害を未然に防ぎ、もって市民の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、石材等を用いた組積造の塀(門柱を含む。)で、接する道路面又は隣地面からの高さが1メートル（擁壁上のものは擁壁の天端からの高さが60センチメートル）を超えるものをいう。

(2) 撤去 ブロック塀等を全部（道路（道路幅員が4メートル以上あるものに限る。）と敷地との高低差がある場合は、市と協議の上、倒壊による被害のおそれがないと認められる高さまでの部分）を取壊し、及び処分することをいう。

(3) 一団の土地 同一の利用に供されている一団の土地をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するもので法人でないものとする。

(1) ブロック塀等の所有者

(2) ブロック塀等の所有者から当該ブロック塀等の撤去をすることに同意が得られている者

(3) ブロック塀等が存在する土地の所有者であり、土地又は建物の賃貸契約上の契約不履行等の事由により土地所有者が当該ブロック塀等を解体する権限を持っているもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

(1) 市税の滞納がある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

(補助対象ブロック塀等)

第5条 補助金の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、市内に所在する次に掲げるいずれかに接するブロック塀等で、倒壊による被害のおそれがあるものとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路

(2) 小中学校の通学路

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、市が作成する地域防災計画で定める避難所、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設その他の多数の者が出入りする施設

(補助事業)

第6条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象者が行う補助対象ブロック塀等の撤去であること。

(2) 公共事業の補償対象でないこと。

(3) 補助事業の着手日以前に交付決定を受けたものであること。

(4) 補助金交付申請年度の2月末日までに補助事業の実績報告が完了すること。

2 過去にこの規程又は次に掲げるいずれかの規程に基づく補助の対象となったことのある一団の土地は、補助事業の対象としない。

(1) 碧南市道路後退用地の工作物等撤去費補助金交付規程（平成27年碧南市公告第25号）

(2) 碧南市生垣設置奨励補助金交付規程（平成2年碧南市公告第26号）

(3) 碧南市民間住宅耐震改修等補助金交付規程（平成28年碧南市公告第53号）

(4) 碧南市空き家等対策事業費補助金交付規程（平成30年碧南市公告第121号）

（補助対象経費）

第7条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象ブロック塀等の撤去に要する費用とする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、補助対象経費の額と補助対象ブロック塀等の延長に1メートルあたり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額に2分の1を乗じた額とし、10万円を限度とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助事業の着手日）

第9条 補助事業の着手日は、撤去工事に係る契約締結日とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（指導等）

第10条 市長は、補助事業を適切に実施させるため、補助事業を実施した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、必要な指示をするとともに当該指示に係る報告を求め、当該補助事業に係る調査をし、又は補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件、この規程又は法令に違反したとき。

(3) 当該ブロック塀等の撤去をした後に、倒壊による被害のおそれがある垣、柵、塀等の類を新たに第5条各号に掲げる道路等に接して設けたとき。

(4) 新たに設ける垣、柵、塀等が建築基準法第44条の規定に違反したとき。

(5) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成30年10月1日から施行する。

（碧南市道路後退用地の工作物等撤去費補助金交付規程の一部改正）

2 碧南市道路後退用地の工作物等撤去費補助金交付規程（平成27年碧南市公告第25号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

（碧南市生垣設置奨励補助金交付規程の一部改正）

3 碧南市生垣設置奨励補助金交付規程（平成2年碧南市公告第26号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

（碧南市民間住宅耐震改修等補助金交付規程の一部改正）

4 碧南市民間住宅耐震改修等補助金交付規程（平成28年碧南市公告第53号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

（碧南市空き家等対策事業費補助金交付規程の一部改正）

5 碧南市空き家等対策事業費補助金交付規程（平成30年碧南市公告第121号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）